

## ファンドの主な特色

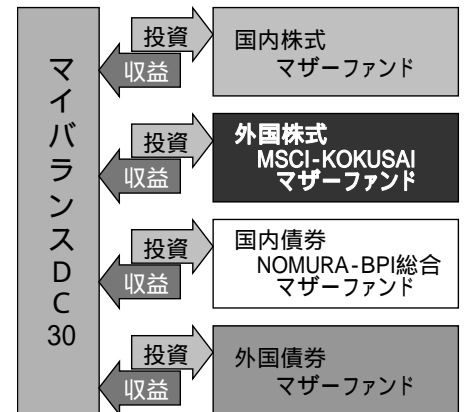
- 信託財産の成長を目指して運用を行います。
- 内外の株式および公社債を実質的な主要投資対象として国内株式マザーファンド、外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド、国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンドおよび外国債券マザーファンドを通じて投資します。

### < 運用方針 >

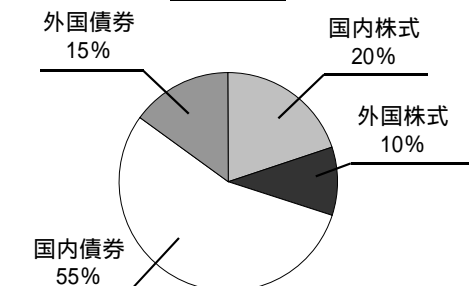
- 内外の株式および公社債を実質的な主要投資対象とし、これらに分散投資するバランス運用を行うことで、キャピタルゲインとインカムゲインを総合したトータルリターンを獲得を目指します。
- 各マザーファンドへの投資比率は以下を基本とし、原則として3ヵ月毎にリバランスを行います。

マザーファンド	投資比率
国内株式マザーファンド	20%
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	10%
国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	55%
外国債券マザーファンド	15%

### 主要投資対象



### 投資比率



株式への実質的な投資比率(国内株式 + 外国株式)は、30%程度となります。

#### 【国内株式マザーファンド】

- 主として東京証券取引所第一部上場株式に投資することにより、TOPIX(東証株価指数)の動きに連動する投資成果を目指します。

#### 【外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド】

- 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

#### 【国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド】

- 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指します。

#### 【外国債券マザーファンド】

- 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- 実質組入れ外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。  
TOPIX(東証株価指数)、MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし)、NOMURA-BPI総合、FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の詳細は「ベンチマークの説明」を参照してください。

### < 主な投資制限 >

- 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。
- 外貨建て資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

## ファンドの概要

- 信託設定日 …………… 2007年9月27日
- 買付価額 …………… 取得申込日の翌営業日の基準価額
- 買付単位 …………… 1円以上1円単位
- 信託期間 …………… 原則無期限
- 販売手数料 …………… ありません。
- 信託報酬 …………… 純資産総額に対して年率0.2376% (税抜年率0.22%)  
この他、ファンドの監査費用、ファンドの借入金利息、ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する  
売買委託手数料、信託事務の諸費用等が信託財産から差引かれます。
- 信託財産留保額 …… ありません。
- 決算および収益分配… 年1回の決算時(原則3月31日。同日が休業日の場合は翌営業日)に収益分配方針に基づき  
分配します。なお収益分配金は直接支払われず自動的に再投資されます。
- 解約価額 …………… 解約申込日の翌営業日の基準価額
- 受託会社 …………… 野村信託銀行
- 販売会社 …………… 野村證券

## 主なリスクおよび留意点

■ 当ファンドは、投資信託の投資等を通して、株式や公社債等の値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本や利回りが保証されている商品ではありません。また預金や保険契約等と異なり、預金保険制度や保険契約者保護機構等の保護の対象ではなく、信託財産に生じた利益および損失は、すべて当ファンドの受益者に帰属します。

### ■ リスク

株価変動リスク … 当ファンドは実質的に株式に投資を行いますので、株価変動の影響を受けます。

為替変動リスク … 当ファンドは、実質組入れ外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。

債券価格変動 … 債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。当ファンドは実質的に債券に投資を行いますのでこれらの影響を受けます。

\* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### < その他の留意点 >

当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## 持ち分の計算方法

加入者毎の当ファンドにおける個人の持ち分(個人別管理資産額)は1口あたりに換算した基準価額に保有口を乗じた額になります。(コールセンターやインターネットサービスで確認できます)